

2020年6月4日

Japan tax alert

EY 税理士法人

新型コロナウイルス感染症 緊急経済対策について

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、
オンライン/pdfで以下のサイトから
入手可能です。

[http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/
International-Tax/Tax-alert-library%23date](http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date)

「国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ」として2020年4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」は、事業規模を108兆円から117兆円への拡充を経て、4月30日に関連法が可決成立し、同日に公布・施行されました。

新型コロナウイルス感染症による内外経済に対する甚大な影響により先行きも厳しい状況が続くと見込まれるなか、本経済対策には財政・金融・税制といったあらゆる政策手段が盛り込まれ、「緊急支援フェーズ」と「V字回復フェーズ」で構成されています。

本稿においては、「緊急支援フェーズ」の「雇用の維持と事業の継続」、「V字回復フェーズ」の「強靱な経済構造の構築」から一部抜粋し、ポイントをとりまとめました。

本稿は2020年5月26日現在の情報に基づいております。5月27日閣議決定された令和2年度第2次補正予算案に基づく支援内容の追加・変更が近々行われる見込みとされておりますので、その点ご注意ください。

1. 雇用の維持と事業の継続のための支援

(1) 税制上の特例措置

業務自粛要請や入国制限措置など、感染症拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置として、以下のような特例制度が講じられています。

新型コロナウイルス感染症の影響	特例制度	対象	対象税目
① <ul style="list-style-type: none"> 売上が前年同期比20%以上減少(2020年2月以降の任意の1か月以上) 一時に納税を行うことが困難 	納税猶予の特例 無担保・延滞税なし 納期限までの申請により1年間猶予 (個人・法人の別、規模を問わず)	2020年2月1日～2021年1月31日 に納期限が到来する税金	全ての国税・地方税 (法人税・消費税・固定資産税等)
② <ul style="list-style-type: none"> 前年度は黒字だった法人が、経営悪化で当年度赤字になった 	欠損金の繰り戻し還付の特例 資本金10億円以下の青色申告法人 まで適用範囲拡充	2020年2月1日～2022年1月31日 までに終了する事業年度の欠損金	法人税
③ <ul style="list-style-type: none"> 売上が前年同期比50%以上減少(2020年2月～2021年1月末中の1月以上の任意の期間) 	消費税の課税選択変更に係る特例 申請し、承認を受けることにより 課税期間開始後でも課税事業者の 選択(とりやめ)可能	収入の著しい減少があった 期間内の日を含む課税期間	消費税
④ <ul style="list-style-type: none"> テレワークを促進するために多額の設備投資を行った 	中小企業経営強化税制の拡充 (資本金1億円以下等の青色申告法人) 即時償却又は税額控除の対象に デジタル化設備を追加	中小企業等経営強化法の認定を受けた 経営力向上計画に基づき2021年3月末 までに取得した対象資産	法人税
⑤ <ul style="list-style-type: none"> 売上が前年同期比30%以上減少(2020年2月～10月の任意の連続3か月) 	固定資産税等の軽減 <ul style="list-style-type: none"> 売上30%以上減少 1/2軽減 売上50%以上減少 全額免除 	中小企業の2021年分 (資本金1億円以下等)	固定資産税 (事業用家屋・設備等) 都市計画税 (事業用家屋)

- ▶ 上記②④⑤の適用の対象から、一定の大規模法人の100%子会社等は除かれています。
- ▶ ③の特例の適用を受けて課税事業者を選択する(やめる)場合、2年間継続する必要はありません。
- ▶ ⑤の措置は、2021年1月31日までに認定経営革新等支援機関等の認定を受け、各市町村に申告する必要があります。
- ▶ 国税庁は上記とは別途、「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」等により、申告・納税期限の個別延長や、関連する税務上の取扱いについて公表しています。

(2) 持続化給付金(申請期間:2020年5月1日から2021年1月15日まで)

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となるよう、昨年の年間の売上からの減少分(法人は最大200万円)が支給されます。

給付要件	<ul style="list-style-type: none">▶ 2020年4月1日時点で、資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること(資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は常時使用従業員が2千人以下)▶ 2019年以前から事業売上があり、今後も事業継続意思があること▶ 2020年1月以降、前年同月比で売上が50%以上減少した月が存在すること
------	---

- ▶ 持続化給付金の申請用ホームページからの電子申請となります。
- ▶ 当初10万円未満の端数は切り捨て予定でしたが、上限額の範囲内で1円未満の端数切り捨てに変更されています。
- ▶ 持続化給付金は雇用調整助成金や都道府県の感染拡大防止協力金と共に、課税の対象となります。

(3) 雇用調整助成金の特例措置

新型コロナウイルス感染症により事業活動を縮小せざるを得ない全業種の事業者を対象に、2020年4月1日から6月30日までを緊急対応期間として雇用調整助成金の特例措置が実施されています。

	通常	新型コロナウイルス感染症特例措置 緊急対応期間(4月1日~6月30日)
対象労働者	雇用保険に6か月以上加入	6か月未満や被保険者でない人も対象
助成率 (上限一人一日8,330円)	大企業は1/2、中小企業は2/3	大企業は2/3、中小企業は4/5 (解雇なし:大企業3/4、中小企業9/10)
経営状況	最近3か月の売上高等が 前年同期比10%以上減少	最近1か月の売上高等が 前年同期比5%以上減少

- ▶ 通常は対象とならないパート・アルバイト・新入社員も対象となります。
- ▶ 2020年4月8日以降の休業に遡及して、都道府県から休業要請を受けた事業者に対しては、一定の条件下で100%助成する等、特別措置が追加拡充されています。
- ▶ 中小企業の範囲は、例えば製造業の場合は「資本金3億円以下又は常時使用する従業員数300人以下の会社」とされており、中小企業以外を大企業として区分しています。

(4) 資金繰り対策（民間金融機関による信用保証付融資・日本政策金融公庫等制度融資）

経営の安定に支障が生じている事業者の支援のために、信用保証制度、融資制度の両面から策定された主な資金繰りの支援項目は下記の通りです。

制度	売上減少	対象	限度額	金融機関
①セーフティネット保証4号	▲20%以上	中小企業 (市区町の認定)	2.8億円 (③と同枠)	民間金融機関 (協会保証100%)
②危機関連保証	▲15%以上	中小企業 (市区町の認定)	2.8億円	民間金融機関 (協会保証100%)
③セーフティネット保証5号	▲5%以上	中小企業 (市区町の認定)	2.8億円 (①と同枠)	民間金融機関 (協会保証80%)
④新型コロナウイルス感染症特別貸付	▲5%以上	中小企業	3億円	日本政策金融公庫 商工中金
⑤危機対応融資	▲5%以上	中堅・大企業	-	日本政策投資銀行 (商工中金)
⑥セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金等)	-	中小企業	7.2億円	日本政策金融公庫

- ▶ 生活衛生関係(旅館、飲食等)の事業者を対象とした融資制度として、上記の他に「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」「新型コロナウイルス対策衛経融資」「衛生環境激変対策特別貸付」があります。
- ▶ ①②③の信用保証付き融資について一定の要件に該当する場合、利子・保証料の減免が受けられます。
- ▶ ④について一定の要件に該当し、特別利子補給制度が併用される場合、実質無利子となります。
- ▶ 大企業は資本金10億円以上、中堅企業は資本金10億円未満の企業(中小企業を除く)を指します。

(5) 経営資源引継ぎ補助金

新型コロナウイルスの影響を受けている後継者不在の事業者から、貴重な経営資源や雇用・技術を次世代へ引継ぎ、地域のサプライチェーンを維持することを目的に、第三者への経営資源引継ぎの負担軽減のための新たな補助金が設けられました。

補助対象事業	対象	補助対象	補助率
経営資源引継ぎ事業	中小企業	買い手：専門家への報酬 (仲介手数料・デューデリジェンス費用等) 売り手：専門家への報酬+既存事業廃業費用	2/3 (買い手上限200万円) (売り手上限650万円)

- ▶ 既存の事業承継補助金は承継後の新しい挑戦を支援する制度ですが、感染症の影響下では新たな挑戦が難しい企業もあるため、経営資源引継ぎ補助金には経営革新など新たな取り組みの要件はありません。
- ▶ 買い手のみ、売り手のみが申請して補助を受けることも可能です。

2. 強靱な経済構造の構築のための支援

世界経済が甚大な影響を受けている中であっても、国内産業の高付加価値化を進めることが重要であり、今回の感染症拡大という危機をチャンスに転換し、将来を見据えた強靱な経済や社会を構築し、中長期的に持続的な成長の実現につなげるべく、新たな支援策が打ち出されています。

補助対象事業	対象	事業内容	対象経費 補助率
①サプライチェーン対策のための国内投資促進事業	大企業 中小企業等	脆弱性が顕在化したサプライチェーンを革新し、生産拠点の国内回帰に係る設備投資等を支援 事業イメージ (1) 生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備 (例：海外の生産拠点を日本にも確保)	(対象経費) 上限 150億円 建物取得費、調査設計費、設備費等 (補助率) 大企業 1/2 中小企業等 2/3 中小企業等グループ 3/4
		(2) 国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材の生産拠点等整備 (例：輸入依存製品等の国内生産拠点整備)	(補助率) 大企業 2/3 中小企業等 3/4
②海外サプライチェーン多元化等支援事業	大企業 中小企業等	強靱なサプライチェーン構築のため、ASEAN等の製造拠点の複線化等のための設備導入を支援 現地機関・企業との連携を通じ、デジタル技術を活用したサプライチェーン最適化実現のためのネットワーク構築を支援	(対象経費) 上限 50億円 ASEAN 諸国への設備投資 実証事業・事業実施可能性調査費等 (補助率) 大企業 1/2 中小企業等 2/3 中小企業等グループ 3/4

- ▶ 政府による事業者向けの様々な補助金等の支援制度は、上記以外にも数多く用意されています。2020年4月にオープンした日本政府公式Webサイト「中小企業庁ミラサポplus」では、各府省及び地方公共団体による独自の支援策と共に、目的や条件にあう制度情報を横断的に検索できます。
- ▶ ミラサポplus 中小企業向け補助金・支援サイト制度ナビ 「新型コロナウイルス感染症関連」
<https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/>

3. ウィズコロナの経営戦略への取組みにあたって

緊急事態宣言の全面解除後の新しい日常を見据える段階においては、感染症によりもたらされた経済不況を回復期まで見越した、中長期的な経営戦略の見極めと判断が必要となります。

コロナ禍にある今だからこそ、以下のようなテーマにより多面的に現状分析や対策の検討を行うことは、難局を乗り越えるためだけでなく、予測不能な環境変化に対する即応能力を高めるために重要かつ有効です。

(1) 資本ストラテジーのリフレッシュ

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、我が国の事業承継を取り巻く環境に甚大な影響を及ぼし、その影響は、企業の財務状況の他、上場株式の価額や不動産価値など多岐に渡ると想定されます。

事業承継における資本政策は、将来の後継者の状況や自社の株式価値を想定しながら事前にプランを策定することが通常ですが、これまで想定していなかった現在の事業環境下において、改めて自社の株式価値、将来の株式価値のシミュレーション、さらには事業承継スキームの再検討がより効率的な事業承継に繋がるものと考えられます。EYは、自社株算定から新たな事業承継スキームの立案・実行まで、ワンストップでご支援させていただきます。

(2) キャッシュタックスプランニング

キャッシュタックスプランニングとは、納付税額を低減することにより、余剰資金を創出し、企業の競争力を向上させる取り組みです。キャッシュタックスプランニングを実施することにより、納税額を適正化し、企業にとって不要なキャッシュアウトを無くすることができます。特に、下記に該当する企業は、キャッシュタックスプランニングを実施することにより、税務上のポジションを適正化する余地が存在すると考えられます。

- ▶ 法人税の納付額が大きい
- ▶ 交際費や役員報酬等の税務上の永久差異が大きい
- ▶ 税務上否認された評価損がある
- ▶ 繰延税金資産／負債を発生させている税務上の一時差

異が大きい

- ▶ 法人実効税率が高止まりしている
- ▶ 期限間近の繰越欠損金がある
- ▶ 連結納税/グループ通算制度の適用可能性がある
- ▶ 試験研究費税額控除制度の適用可能性がある
- ▶ 所得課税以外の地方税の納付がある

EYでは、これらの課題において、国内外の経験豊富なプランニングチームがキャッシュタックスプランニングの策定・実行を通じて、貴社の現状を把握し、税務の観点から最適な戦略策定及び実行支援を行います。さらに税務上の取り扱いに関して、EYのプランニングチームが課税当局との交渉・対応の支援を行います。

(3) コントラバシー(当局対応)

税制上の特例制度の適用にあたっては、税務当局も人員を割いて相談体制を整えているとのこととです。

税務専門家に相談するとともに疑問等が解消されないケースなどについては、税務当局への照会を推奨します。また、この感染症が落ち着いてくると、税務調査による厳しいチェックが見込まれます。

損失の計上など税務処理について、税務当局から指摘を受けるリスクはないか確認し、もしあれば、リスク低減への対策の検討が必要と考えます。

(4) ペーパーレス化(電子帳簿保存法対応)

リモートワークなどのワークスタイルの大きな変化の中で、業務継続性という観点からも会計税務業務のプロセス改善は急務であるといえます。そして、この業務のプロセス改善の中でKeyになるのがペーパーレス化の実現になります。しかし、このペーパーレス化については、電子帳簿保存法を遵守することが必要となりますので、自社の業務プロセスが、電子帳簿保存法に定める要件を満たしているか、満たすために何が必要かを迅速かつ的確に把握することが重要になります。EYでは、税務要件を満たすようなプロセス構築支援や税務要件のアセスメント、承認申請書のサポートを含め総合的にバックアップすることが可能です。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

プライベート・クライアント・サービス

上田 憲治	パートナー	kenji.ueda@jp.ey.com
小塚 至	アソシエートパートナー	itaru.kozuka@jp.ey.com
藤野 高充	アソシエートパートナー	takamitsu.fujino@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

©2020 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20200604

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp